

令和 7 年国勢調査大船渡市実施本部の設置について

1 趣旨

令和 7 年国勢調査の実施に向けて、調査業務の万全を期すため、令和 7 年国勢調査大船渡市実施本部を設置する。

2 令和 7 年国勢調査の概要

国勢調査は、統計法に定める基幹統計調査として、同法第 5 条第 2 項の規定に基づき実施する人及び世帯に関する全数調査である。その結果は、国及び地方公共団体の各種行政施策はもとより、企業、団体その他各方面の利用に供されている。

大正 9 年の第 1 回調査以来、国の最も基本的で重要な統計調査として 5 年ごとに実施されており、令和 7 年に実施する調査は 22 回目に当たる。

なお、今回の調査は、同法第 5 条第 2 項ただし書の規定に基づく簡易な方法により行う。

(1) 調査の期日

令和 7 年 10 月 1 日 午前零時現在

(2) 調査項目

①世帯員に関する事項（13 項目）

氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続柄、配偶の関係、国籍、現在の住居における居住期間、5 年前の住居の所在地、就業状態、所属の事業所の名称及び事業の種類、仕事の種類（職業）、従業上の地位、従業地又は通学地

②世帯に関する事項（4 項目）

世帯の種類、世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方

3 実施本部の設置日及び看板設置

(1) 設置日 令和 7 年 5 月 16 日（金）

(2) 組織等 別紙「令和 7 年国勢調査大船渡市実施本部設置要領」のとおり

(3) 看板設置

- ・ 日 時 令和 7 年 5 月 16 日（金） 午前 10 時 30 分
- ・ 場 所 大船渡市企画政策部入口（※市長訓示は企画調整課事務室内）
- ・ 内 容 実施本部看板設置及び市長訓示

4 国・岩手県における実施本部設置状況

- (1) 国 令和 7 年国勢調査実施本部 令和 6 年 10 月 1 日設置
- (2) 岩手県 令和 7 年国勢調査岩手県実施本部 令和 7 年 4 月 1 日設置

令和 7 年国勢調査大船渡市実施本部設置要領

1 設置

令和 7 年国勢調査の実施に際し、実施体制を整え、調査業務の万全を期すため、令和 7 年国勢調査大船渡市実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

2 組織

- （１）実施本部は、本部長、副本部長、参与、事務局長及び事務局員をもって組織する。
- （２）実施本部の事務局は、企画政策部企画調整課に置く。
- （３）事務局に総務班、企画班及び実査班を置く。

3 構成員

- （１）本部長は副市長をもって充てる。
- （２）副本部長は、企画政策部長をもって充てる。
- （３）参与は、教育長、部長、局長、教育次長、議会事務局長をもって充てる。
- （４）事務局長は、企画政策部企画調整課長をもって充てる。
- （５）事務局員は、企画調整課職員をもって充てる。

4 職務

- （１）本部長は、実施本部を統括する。
- （２）副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- （３）参与は、必要に応じ、調査業務について助言し、又は協力する。
- （４）事務局長は、事務局の事務を統括する。
- （５）事務局員は、上司の命を受け、それぞれの分掌事務を処理する。

5 分掌事務

各班の構成員及び分掌事務は、別表のとおりとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、その都度本部長が定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 16 日から施行し、令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止する。

令和7年国勢調査 大船渡市実施本部組織図

